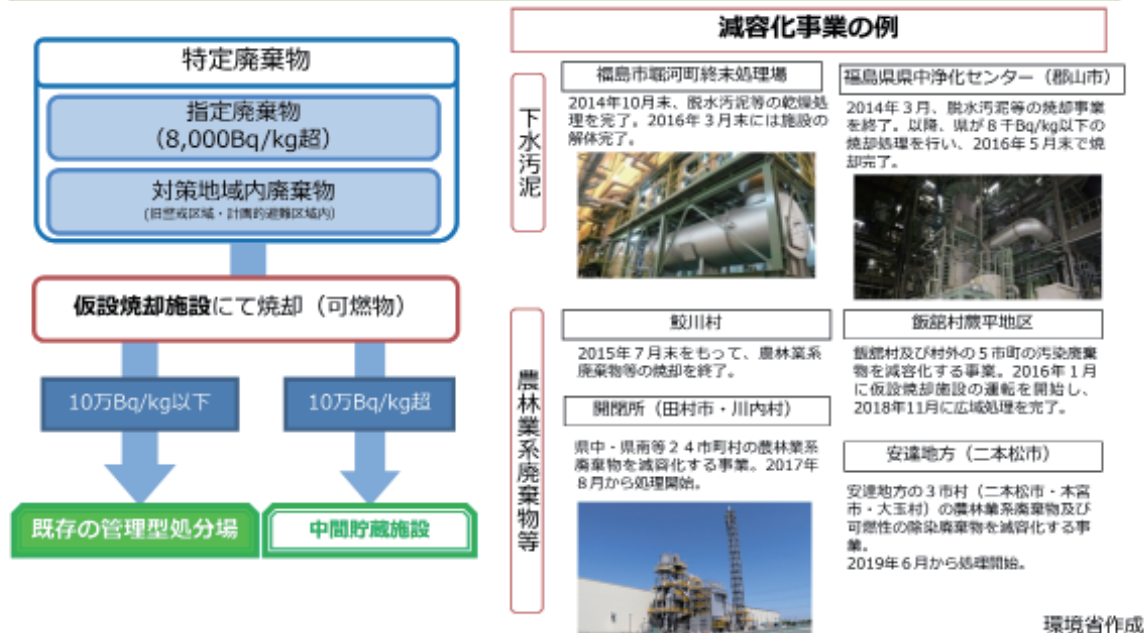


- 特定廃棄物（指定廃棄物及び対策地域内廃棄物）は国に処理責任。
- 特定廃棄物は、適切に保管後、焼却等による減容化に努め、放射性セシウム濃度が10万Bq/kg以下のものは既存の管理型処分場において埋立て処分し、10万Bq/kgを超えるものは中間貯蔵施設に搬入。



福島県内の指定廃棄物の処理については、放射能濃度が8,000Bq/kgを超え10万Bq/kg以下のものは既存の管理型処分場、10万Bq/kgを超えるものは中間貯蔵施設に搬入することとしています。

また福島県内では、焼却・乾燥等の処理によって、指定廃棄物の減容化や性状の安定化を図る事業を実施しています。

本資料への収録日：2016年1月18日

改訂日：2020年3月31日